

「三島地域防災ボランティア」実施要領

※募集要項に解説を加えたものです。

1 目的

当事務所管内で大規模な災害が発生した場合や発生する恐れがある場合（以下「大規模災害が発生した場合等」）に、土木事務所ごとに「防災ボランティア」として予め登録された民間事業者（以下「ボランティア」）の協力を得て、府が管理する道路及び河川（以下「管理施設」）の状況を速やかに把握し、迅速な復旧活動により被害の拡大防止を図ります。

[解説] 「府が管理する道路及び河川（以下「管理施設」）」

- 茨木土木事務所管内の5市町（吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町）域の府道、府管理の国道及び一級河川が対象です。国や市が管理する道路・河川は点検対象となりません。

2 登録の届出

① 登録を希望される事業者は、大阪府茨木土木事務所長（以下「事務所長」という）宛に、連絡先と点検施設を届け出てください。【様式-1 および様式-2（点検施設の位置を示す地図を含む）、各2部】

※点検施設は当事務所が管理する道路・河川の中から選択してください。名称等は当事務所のウェブサイト（<http://www.pref.osaka.lg.jp/ibarakidoboku/kanri/index.html>）で確認いただけます。

※複数の事業者で構成される任意団体、社団法人、NPO等による登録は受け付けできません。

② 受付期間は令和3年2月1日(月)から3月12日(金)までとし、期間内に受理した届出の登録日は令和3年4月1日とします。上記期間を過ぎて届け出られた場合の登録日は4月2日以降となります。

登録日に関わらず、登録期間は令和6年3月31日までとなります。年度途中でも登録の届出は随時受け付けますが、登録期間が1年未満となるような届出は受け付けられません。

③ 登録期間内に登録内容に変更がある場合やボランティアの継続が困難となった場合は速やかに登録の変更や廃止の届出をお願いします。【様式-3 または様式-4、2部】

[解説] 「当事務所が管理する道路・河川」

- 対象となる道路・河川は各土木事務所のウェブサイトを確認できますが、どの施設を対象に入れるべきかなども含めて、不明な点があれば当該土木事務所で個別にご相談に応じます。

[解説] 「登録期間が1年未満となるような届出」

- ボランティアは3年間活動していただくのが基本であり、令和3年4月1日から令和6年3月31日まで活動していただくことを標準として、登録期間の期末日を令和6年3月31日に固定しています。
- やむを得ず届出時期が年度途中となる場合は登録期間が3年未満となりますが、活動期間が少なくとも1年以上となるよう、届出の時期にはご注意ください。

3 届出の受理

事務所長は、登録の届出があった事業者が制度の趣旨を十分に理解し、且つ届け出た緊急点検を円滑に遂行できると認められる場合にこれを受理します。届出から受理までに2週間程度を要する場合があります。

なお、次に該当する事業者は緊急点検を円滑に遂行できるとは認められないため、届出を受理できません。他事務所において該当していた場合も含まれます。

- ① 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に登録されていた期間があつて、期間中に廃止の届出があった事業者
- ② 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に登録されていた期間があつて、期間中に次の要件のうち満たさないものが1つ以上あつた事業者
 - 登録期間中に、「4 活動①」に示す緊急点検の報告を毎年度1回以上行う。
 - 登録期間中に、「4 活動②」に示す訓練等に毎年度1回以上参加する。
 - 届出書に記載されている平常時連絡先（電話、FAX またはEメール）に連絡がつくこと。
※当事務所からEメール等により連絡した際に返信等が1週間以上ない場合は連絡がつかないとみなすことがあります。

[解説] 「届出書に記載されている平常時連絡先（電話、FAX またはEメール）に連絡」

- 訓練等の案内や緊急点検の依頼など、当該土木事務所から各ボランティア宛に連絡する場面がいくつかありますが、必要な情報を確実に受け取っていただけるよう、連絡先として記載されている電話番号、FAX 番号、Eメールアドレスについては着信等を小まめに確認してください。

[解説] 「期間中に廃止の届出があつた事業者」

- 募集要項では前回登録の期間中に廃止された場合を記載していますが、今回（令和3年度）の募集にかかる登録を途中で廃止された場合も、期間中の再登録の届出は受理できません。

[解説] 「期間中に次の要件のうち満たさないものが1つ以上あつた事業者」

- 募集要項では前回登録の期間中に要件を満たさない場合を記載していますが、令和3年度の募集にかかる登録について同様に要件を満たさない場合は、次回（令和6年度を予定）の募集において届出を受理できません。

4 活動

- ① ボランティアは、当事務所管内で以下に定める状況となった場合に、予め登録された点検施設を自主的に点検して被害等の状況を把握し、Eメール等により速やかに事務所長に報告してください。【様式-5】
 - 震度4以上の地震が発生した場合
 - 大雨、洪水または暴風警報が発表された場合
 - その他、事務所長が点検要請を行った場合（登録された点検施設にかかわらず、緊急点検等をお願いする場合があります）

[注意事項]

- 緊急点検は、警報解除後など現地の安全が確認でき次第速やかに行っていただきますが、点検者が二次災害に巻き込まれることのないよう、安全を最優先し、自らの責任でお願いします。
- 緊急点検の結果は、地震の場合は発災後3日程度以内に、気象警報の場合は警報解除後3日程度以内に報告してください。

- 点検の結果、管理施設に被害がなかった場合もその旨を報告してください。
- ② ボランティアは、当事務所が開催する訓練や研修等に参加してください。開催する場合はその都度、各ボランティア宛に案内します。

[解説] 「事務所長が点検要請を行った場合」

- 地震の発生や気象警報の発表を受けて点検施設を自主的に点検していただくほかに、当該土木事務所から緊急点検を要請する場合があります。
- 要請内容は状況に応じてその都度お知らせしますが、予め登録された点検施設とは異なる施設等となる場合がありますのでご了承ください。

5 点検結果の活用

当事務所は、ボランティアから報告を受けた点検結果を他の関係機関と共有することも含めて適正に管理し、当事務所による点検作業の効率化、二次災害の防止、復旧作業の検討など、幅広く利用します。

[解説] 「幅広く利用」

- 緊急点検報告書により報告された情報は、当該土木事務所以外の関係機関と共有することも含めて幅広く利用することとなります。報告書の記載にあたっては、過不足ない的確な表現、汎用的な用語の使用など、多くの人に理解しやすいものとなるよう配慮してください。

6 個人情報の保護

届出書に記載されている個人情報は、大阪府個人情報保護条例に基づき適切に管理し、ボランティアに関わる連絡以外には使用しません。なお、各個人情報については、届出者が本人の同意を得て記載されているものとします。

[解説] 「各個人情報については、届出者が本人の同意を得て記載」

- 届出書に記載される個人情報については、届出者がそれぞれ本人の同意を得て記載してください。同意を得ないまま記載されたことに起因する諸問題については、届出者側の責任で対応していただきます。

7 活動実績の確認

当事務所で把握している各ボランティアの活動実績については、必要に応じて当事務所から各ボランティアあてにEメールにより通知しますので、各ボランティアは内容を確認の上、疑義等がある場合は受信後1週間以内に当事務所にお問い合わせください。

[解説] 「各ボランティアの活動実績」

- ボランティアの活動実績について当該土木事務所が把握している情報を各ボランティアにお送りし、内容を確認していただくことがあります。
- 点検結果の報告履歴等については、緊急点検報告書(様式-5)のほか、Eメールの送信記録、FAX送信記録など、必要なデータ等をボランティアの側でも保管しておいてください。

【届出・問合せ先】

大阪府茨木土木事務所 地域支援・企画課 地域支援・防災グループ
茨木市中穂積一丁目3番43号
TEL: 072-627-1121 (内線537)